

稲村賢敷の世代計算「一世代 26 年」説を検証する

下地利幸（宮古郷土史研究会会員）

はじめに

稲村賢敷は「宮古における世代計算は、白川氏家譜および忠導氏家譜についてかなり古代の十世代について計算をなし、その平均を出すと一世代二五・八年となる。」（『宮古島庶民史』1972年、以下「庶民史」と略記する）とあって、一世代をおよそ26年と算出し、この数値に宮古史において年代の明らかな「洪武二十三年（1390年）＜与那覇勢頭豊見親の中山朝貢＞」、「弘治十三年（1500年）＜仲宗根豊見親の八重山赤蜂征伐＞」の年代をおさえ、天太の時代からの宮古のおおよその年代とできごと、人物たちの年齢を推量する世代計算を行っている。

本稿では稲村賢敷が算出した「世代計算（一世代 26 年）」の、その実際について検証を試みることで、そこから宮古史のできごとにはたして何が見えてくるものなのか考えてみることにする。

1 稲村賢敷の「世代計算」

＜白川氏家譜十世代＞

六世	恵道	嘉靖 19 (1540)	年生	父五世恵白 (生寿不詳)	
七世	恵傳	嘉靖 37 (1558)	年生	〃 六世恵道	18 歳の子
八世	恵忠	万曆 11 (1583)	年生	〃 七世恵傳	25 歳 〃
九世	恵是	万曆 36 (1608)	年生	〃 八世恵忠	25 歳 〃
十世	恵根	天啓 5 (1625)	年生	〃 九世恵是	17 歳 〃
十一世	恵和	順治 3 (1646)	年生	〃 十世恵根	21 歳 〃
十二世	恵治	康熙 7 (1668)	年生	〃 十一世恵和	22 歳 〃
十三世	恵通	康熙 30 (1691)	年生	〃 十二世恵治	23 歳 〃
十四世	恵當	康熙 60 (1721)	年生	〃 十三世恵通	30 歳 〃
十五世	恵理	雍正 11 (1733)	年生	〃 十四世恵當	12 歳 〃 ?

（恵當は実兄、実父は十三世恵通、恵通 42 歳の子か）

十六世恵福 乾隆 33 (1768) 年生 父十五世恵理 35 歳の子

白川氏一世代 22.8 年 (1768 年＜十六世恵福生年＞－1540 年＜六世恵道生年＞) ÷ 10 = 22.8 年)

<忠導氏家譜十世代>

三世	玄保	弘治 5 (1492)	年生	父二世玄数 (成化年間生)	
四世	玄守	嘉靖 15 (1536)	年生	〃 三世玄保	44 歳の子
五世	玄與	万暦 元 (1573)	年生	〃 四世玄守	37 歳 〃
(実父は白川氏恵長 恵長 25 歳以降の子か)					
六世	玄恒	万暦 30 (1602)	年生	父五世玄與	29 歳 〃
七世	玄淑	天啓 元 (1621)	年生	〃 六世玄恒	19 歳 〃
八世	玄易	順治 5 (1648)	年生	〃 七世玄淑	27 歳 〃
九世	玄邑	康熙 13 (1674)	年生	〃 八世玄易	26 歳 〃
十世	玄賢	康熙 37 (1698)	年生	〃 九世玄邑	24 歳 〃
十一世	玄孝	雍正 9 (1731)	年生	〃 十世玄賢	33 歳 〃
十二世	玄致	乾隆 19 (1753)	年生	〃 十一世玄孝	22 歳 〃
十三世	玄陳	乾隆 45 (1780)	年生	〃 十二世玄致	27 歳 〃

忠導氏一世代 28.8 年 (1780 年<十三世玄陳生年> - 1492 年<三世玄保生年> = 288 年 ÷ 10 = 28.8 年)

一世代の平均 26 年 (22.8 年〈白川氏〉 + 28.8 年〈忠導氏〉 = 51.6 年 ÷ 2 = 25.8 年)

稲村はこのような世代計算をなして「一世代 25.8 年」という数値を導きだした、そう思われる。というのは、先に記したように稲村は「白川氏家譜および忠導氏家譜についてかなり古代の十世代について計算をなし、その平均を出すと一世代二五・八年となる」と述べてはいるのだが、その世代を誰それからと具体的に示している訳ではないように思われるからである。(「庶民史」をみる限りではそのように思われる。)

稲村のいう「古代の十世代」を「白川氏正統の 6 世恵道 (1540 年生) から 16 世恵福 (1768 年生)、忠導氏の 3 世玄保 (1492 年生) から 13 世玄陳 (1780 年生) まで」と具体的に示したのは砂川明芳 (「目黒盛豊見親と与那覇勢頭豊見親とはどちらが先か」1986 年) だったのかも知れない。

<「一世代 25.8 年」を基準として計算する>

「これを基準として計算すると、仲宗根豊見親は目黒盛豊見親^{めぐらもりとゆみひ}の五世孫に当り、かつ天順年間生まれと家譜に記録されているから、弘治 13 年から 148 年遡って、西紀 1352 年には根間角が一ら天太は 26 歳位であったと想定される。また保里天太は、糸数按司の時代を与那覇

勢頭豊見親の中山朝貢の年（1390年）から推定して1355年とすれば、これから二世遡って1303年に年齢26歳程であったと想定される。」（「庶民史」）

稲村は「これ（一世代25.8年）を基準として計算する」というのだが、ここでの記述は私にはどうも回りくどく分かりにくいものがある。一世代26年と計算したその数値はわかるものの、その26年を最初に当てたと思われる仲宗根豊見親の生年（年代）や弘治13年を持ちだすことなどをはたしてどう考えればよいものなのか、非常にあいまいなものがあるように私には思われる。稲村は仲宗根豊見親は「天順年間生まれと家譜に記録されている」としながら、その「天順年間（1457～1464年）」をそのままにも示すことなく（あるいは意図的にか）「天順元年（1457年）」と見立てた（置きかえた）ものようである、その「天順元年（1457年）」の「生年」から起算して「弘治13年（1500年）」に仲宗根豊見親は44歳で、この「44年」に「104年」を足して「148年」とし、「弘治13年（1500年）」から148年遡って西紀1352年（この翌1353年に目黒盛豊見親出生）には根間角が一ら天太は26歳位であったと想定される。」としている。「104年」は仲宗根豊見親を遡る四世代（真誉の子→普佐盛→与那盤→目黒盛）の世代計算年（一世代26年×4=104年）だと思われる。

稲村の世代計算は、「古代の十世代」から導き出した「一世代25.8年」を基準として計算するとしながら、実際には仲宗根豊見親の生年を「天順元年（1457年）」と見立て（想定して）、それを基準として「一世代26年」を当てていく、そのような世代計算となっているように思われる。しかし忠導氏家譜が記録する仲宗根豊見親の生年は「天順年間」であって「天順元年」とはなっていないのであれば、稲村のこうした世代計算のやり方がはたしてどこまでの得たものなのか、疑問なきとしないものがある。

次の保里天太についての世代の当て方、これもまた非常にあいまいで私には分かりにくいものがある。「保里天太は、糸数按司の時代を与那覇勢頭豊見親の中山朝貢の年（1390年）から推定して1355年（稲村は、この1355年に糸数大按司の年齢を26歳だと推定しているものと思われる）とすれば、これから二世遡って1303年に（保里天太は）26歳程であったと想定される。」推定に推定を重ねる、「宮古における天太の時代を推量することは余程困難なこと」（「庶民史」）だとする稲村は、世代計算のひとつの方法としてこうした手法を意識して用いたものなのかも知れない。

2 「一世代26年」説を忠導氏三世玄保の生年で考える

稲村賢敷はすぐれて合理的と思われる「世代計算」をせっかく試みながら、それを有効にというか、より適切な方法で生かしていないのではないか、そのようにも思われるものがある。「古代の十世代」（家譜が記録する生年の分かる十世代）の生年を計算して「一世代25.8

年（26年）」を導き出したのだから、その「十世代」を遡る仲宗根豊見親や目黒盛豊見親の年代（生年）を考えるのであれば、忠導氏なら忠導氏家譜で最初（最古）に生年の記録される三世玄保の生年を基準として、そこから「一世代26年」をもって考えるのが本来のあり方のように思われるがどうだろうか。

稲村はこのような方法は考えなかったのだろうか、私はおそらく考えたのであろう思う。考えはしたものの、しかしこれを採らなかったものと思われる。仲宗根豊見親の生年が「天順元年（1457年）」で動かないものであれば、これを採ることはまずあり得ないことだからである。

<仲宗根豊見親の生年は「1440年」？>

稲村が、世代計算のその最初の世代としたであろう忠導氏三世玄保の生年は「弘治五年（1492年）」だと家譜は記録しているから、この玄保の生年をもって「一世代26年」で玄保の祖父の仲宗根豊見親まで遡ってみるとどうなるものだろうか、三世玄保の生年1492年から2世代52年（二世玄数〔玄保の父〕、一世空広〔仲宗根豊見親〕）遡ると1440年となる。つまりこの「一世代26年」で遡れば、仲宗根豊見親は「天順元年（1457年）」よりも17年先の1440年生れだということになる。いかにも稲村の入れるところではなかったのである。

また、この「一世代26年」で玄保から6世代前の目黒盛豊見親まで遡れば〔26年×6世代=156年〕で、玄保の生年1492年から156年を引けば1336年となって、目黒盛の生年は、これも稲村の世代計算（1353年）より17年先の1336年生れとなる。

私は、本紀要の前号（第19号、2015年）に「空広（仲宗根豊見親）島主に陞るーその背景を考えるー」と題した小論を載せて、その中で「仲宗根豊見親は『天順年間』の生れではなく、あるいはもう少し先で、『景泰年間（1450～1456年）』あたりの生れでなかったか」と提起し、今でもこのことを考えている。このことで忠導氏家譜が記録する仲宗根豊見親の「天順年間生」は稲村が生年とみだてた「天順元年」よりももう少し先に動くかも知れないという考えを持つものである。私は、稲村の「一世代26年」説に組するものではないが、しかしこの「一世代26年」という数字は、先の玄保の生年でもって考えれば、家譜のそうした「天順年間生」に明らかに異をとらえるものとして、ひとつの論拠たり得ているのではないか、そう思われるのである。このこともあって稲村が算出した「世代計算」の、その本来の用い方はこのような方法によるべきではなかったかという思いを持つものである。

しかし、それにしてもこの世代計算「一世代26年」で、宮古史の年代は一体どこまで見えてくるものなのだろうか。

3 「一世代 26 年」説を白川氏家譜で考える

これも白川氏家譜で最初に生年の分かる六世恵道の生年を基準として、そこから「一世代 26 年」で与那覇勢頭豊見親まで遡ってみることにする。家譜は恵道を六世とするが世代では七世代に当る。(与那覇勢頭豊見親の一子泰川大殿が病を得て隠退し、大殿の子の大立大殿が二世として家統を継いだことによる)

六世恵道	嘉靖 19 (1540) 年生
五世恵白	1540 年 - 26 年 (一世代) = 1514 年生
四世恵山	1514 年 - 26 年 (一世代) = 1488 年生
三世恵照 (能知伝盛)	1488 年 - 26 年 (一世代) = 1462 年生
二世恵幹 (大立大殿)	1462 年 - 26 年 (一世代) = 1436 年生
○泰川大殿	1436 年 - 26 年 (一世代) = 1410 年生
一世恵源 (与那覇勢頭豊見親)	1410 年 - 26 年 (一世代) = 1384 年生
	1540 年 (恵道生年) - 156 年 (26 年 × 6 世代) = 1384 年 (与那覇勢頭豊見親生年)

この計算式は合っているのだろうか、どこかで錯誤でもあるのだろうか、与那覇勢頭豊見親が中山察度王に朝貢した年を王府の正史「中山世鑑」や「白川氏家譜」が 1390 年 (洪武 23 年) と記録しているから、与那覇勢頭豊見親が 1384 年に生れたのであれば豊見親はわずか 6、7 歳で中山朝貢したことになる。この計算式があっているのであればそういうことになってしまう。しかしそれはいくら何でも考えられるものではないから、恵道の生年が 1540 年でこれが世代計算の基準であれば、疑問のひとつには「一世代 26 年」で、はたしてこの計算でいいのかということが考えられてくる。

< 世代計算を十七世恵黨の生年でやり直す >

稲村のいう白川氏家譜の「十世代」を先に列記して思ったのであるが、六世恵道から十六世恵福までの世代のとり方にひとつの誤りがあるのではないかということである。世代の列記にもカッコ書きで入れておいたことであるが、十四世恵當と十五世恵理は実の兄弟 (12 歳違いか) で二人の実父は十三世恵通だと家譜は伝えている。(恵當は実子の恵朝 [十五世恵朝] が早世したので実弟の恵理を請願い家統を継がせた)。二人が兄弟であれば当然に同世代としてひとつの世代となるから、先に記した十世代から恵理をはずして、新たに十七世恵黨を入れて十世代として、その恵黨の生年でもって世代計算をやり直す、このことがまず必要ではないかと思われる。そのことをまずは試みることにする。

十七世恵黨 嘉慶元年（1796年）生

1796年（十七世恵黨生年）－1540年（六世恵道生年）＝256年÷10（十世代）＝25.6年

白川氏一世代 25.6年

一世代の平均 27.2年（25.6年＜白川氏＞＋28.8年＜忠導氏＞＝54.4年÷2＝27.2年）

「一世代 27.2年」で恵道から六世代遡れば、「1540年（恵道生年）－163年（27.2年×6世代）＝1377年（与那覇勢頭豊見親生年）」で、十七世恵黨の生年 1796年でもって再計算すると与那覇勢頭豊見親の生年は 1377年となって、先の 1384年より 7年ほど前に延びる。しかしこれでも 1390年には与那覇勢頭豊見親はわずか 13歳の少年に過ぎない（またこの世代計算でいけば仲宗根豊見親の生年も 2年程前にいって 1438年頃となる）。何を以てどう理解すればいいものなのか・・・。

あるいはこの一世代 26年や 27年でもってする宮古史の世代計算は成り立たつものではないのかも知れない、しかし敢えてもうひとつ「白川氏家譜」の記録をとってかつてな推測を加えてみることにする。

＜白川氏家譜の元祖与那覇勢頭豊見親恵源の条「遺老の説に曰く」＞

又曰く、恵源、始て島長と為りて入貢す。其の後、糸数大按司有りて、之に続く。其の後、根間氏（目黒盛）豊見親は（も）有りて、又、之に続くと云う。然るに（然れども）百余年間、幾人謀々有りて、これに続くや、今、考え可からず。但し、恵源孫子（「まごこ」か）、亦、島長と為ると云々、総て詳らか能わざる。故に以て、恵幹以下実記為り。

与那覇勢頭豊見親には恵幹（大立大殿）以前に島主になった「孫子」がいた？

この遺老の説は、私には、恵幹が島長となる以前にあつて与那覇勢頭豊見親の孫子（恵幹以外の孫子）が島長となったとも云われていると読める。恵源（与那覇勢頭豊見親）が最初の島主で、その後、糸数大按司、目黒盛豊見親がこれに続いた、その後、恵幹（与那覇勢頭豊見親の孫大立大殿）が島主になる間に、長い年月があつて、何人かの島主が出てこれに続いたようだがまったく分かっていない、但し、恵源の孫子が、また島長となったとも云われているが、これも総て分かっていない。従つて（そうではあるが）恵幹から後は事実の記録である。

与那覇勢頭豊見親には恵幹以外にも島主になったと云われる（伝えられる）ような「孫子」がいたのだろうか、与那覇勢頭豊見親の一子泰川大殿は病を得て隠退し、大殿の息子（恵幹

の兄)二人は早世したので恵幹が与那覇勢頭豊見親の家統を継いだと家譜は伝えている。その家譜は恵幹(大立大殿)を二世と記録し泰川大殿を世代からはずしている。

たとえば与那覇勢頭豊見親に恵幹以外の島主にもなったと云われるような有力な「孫子」がいたとして、これもなんらかの因によって家統からはずされ、家譜に記録されることもなかった、はたしてこのようなことがあり得るのだろうか。しかしここではそうした推測に立って(あったとして)、この家統からはずされ家譜に記録されることもなかった、その有力な「孫子」を泰川大殿と二世恵幹との間に入れて(つまり恵幹は実質四世として)世代計算をかけてみることにする。

「一世代 27.2 年」で恵道から七世代(六世代に泰川大殿と二世恵幹の間に入れた「孫子」を加え七世代とする)遡れば、「1540 年(恵道生年) - 190.4 年(27.2 年×7 世代) = 1350 年(与那覇勢頭豊見親生年)」、1350 年の生まれであれば、中山朝貢の 1390 年は与那覇勢頭豊見親 40 歳の時のこととなる。これはよくできていると思う、がしかしこれはあくまで仮定の話しに過ぎず、あったとするそのことが、まったく根拠のない妄説としてそのまま否定されるものではないにしても、これで以て与那覇勢頭豊見親の年代を断定(想定)して語れるものではないはずである。そうであればこの「一世代 27.2 年」とする世代計算もまたどこかで誤りがあるということになるのであろうか(あるいはそうかも知れない、あるいはまたこの世代計算そのものが、宮古史の年代を解明するに必ずしも有効ではないということなのかも知れない)。

4 「一世代 26 年」説はどうなるのか

稲村賢敷は、白川氏家譜及び忠導氏家譜から古代の生年の分かる十世代を計算して、その平均「一世代二五.八年(26 年)」を出して世代計算をしている。しかしながらこの世代計算は、先に白川氏家譜の項で述べたように十四世恵當と十五世恵理は実の兄弟で、二人の実父は十三世恵通なのであれば、当然に同世代としてひとつの世代となるから、稲村が計算した十世代から恵理ははずさなければならないことになる。そして十七世恵黨を新たに入れて、この十世代の生年で以て世代計算をやり直さなければならないはずである。このやり直した世代計算「一世代 27.2 年」の数値を宮古史にあてて、はたして適切なものなのか、とるのか、とらないのか、このことは別のこととして、私が新たに出した世代計算の、その十世代のとり方が間違っていないのであれば、稲村の「一世代 26 年」説はもはや成り立つものではなく見直されるべきものであろうと思われる。

5 白川氏家譜にみる「もう一つの世代計算」

大立大殿恵幹は尚円王世代の成化年間（成化6～12年、1470～76年）に、尚円王に「臣の任を辞」したいと願ひ出て許された。時に「臣年七十余歳」と白川氏家譜は記している。

白川氏家譜 尚円王世代（1470～76年）の条

成化年間、貢を捧げて上國し、公事全て竣る、時に恵幹奏す、臣年七十余、職務勤め難く、願わしむは臣、任を辞し、即ち愚子恵照と近随忠導氏空広玄雅兩人を以て、長と為し、輪流更番（交互）に入貢上國、即ち之臣の願ひたりと、情けを恭しく蒙り、其の請ひ既に允許されて帰島す。

私はこの大殿が辞任を願ひ出た年について、前掲の「空広（仲宗根豊見親）島主に陞る」で、尚円王朝の成立（成化6年、1470年）からそう間をおかない成化年間であつて、あるいは空広が大殿の摂権に就いたとされる成化9年（1473年、尚円王4年）の前年（成化8年、1472年）のことではなかったかと述べた。今回もその考えに違いはないが、「七十余歳」についてはその成化8年に72歳（前掲73歳）と仮定して大殿の生年を考えてみることにする。

1472年に大殿の年（70余歳）を72歳と仮定すると、大殿の生年は（1472-72）で1400年頃となる。大殿の生年を1400年と仮定して出生年のわかる白川氏六世恵道までの世代計算を試みることにする。

1540年（六世恵道生年）-1400年（大立大殿生年）=140年
四世代 140年 140年÷4世代=35年（一世代）

二世大立大殿恵幹	1400年
三世恵照（能知伝盛）	1400年+35年=1435年
四世恵山	1435年+35年=1470年
五世恵白	1470年+35年=1505年
六世恵道	嘉靖19（1540）年生（白川氏家譜）

「一世代35年」、これはまた長い、かなり長いように思われる。しかしとりあえずこの算定された「一世代35年」で与那覇勢頭豊見親まで遡ってみることにする。大立大殿の生年1400年（仮定）から二世代70年（泰川大殿、与那覇勢頭豊見親）遡ると1330年となる。与那覇勢頭豊見親が1330年の生れであれば、中山朝貢の1390年には60歳ということになる。60歳での中山朝貢、これをどう見たものだろうか、これもまた現実として厳しいものがあると云わざるを得ないであろう。この一世代35年でもってする宮古史の世代計算も、あるいは

また成り立たないものなのかも知れない。

<中山朝貢は与那覇勢頭豊見親 50 歳台の事か？>

しかしここでも敢えていえば、与那覇勢頭豊見親の孫の大立大殿は「70 余歳」で現に臣として「貢を捧げて上國」していたのであれば、60 歳での中山朝貢、このことがまったく以て無理なものだったとは言い切れないものがあるように思われる。

また「一世代 35 年」であっても、その世代計算の最初にあたる与那覇勢頭豊見親についていえば、必ずしも 1330 年の生れとみなくてもいいようにも思われる（たとえば仮に与那覇勢頭豊見親の生年を 1335 年として、その 30 年後（与那覇勢頭豊見親 30 歳）の 1365 年に一子泰川大殿が生まれたとしても、このことで「一世代 35 年」がくずれるものではない）。このような見かたが成り立つのであれば、この「一世代 35 年」計算で、中山朝貢の 1390 年に与那覇勢頭豊見親はあるいは 50 歳台だったということもあり得ることになる。50 歳台であればこれは可能性として十分なものがあるということになろうか、しかしこれもまた都合のいい解釈だということであればあるいはまたそうなのかも知れない。

6 稲村賢敷「大里大殿の年代考」について

「白川氏家譜によれば、大里大殿は童名を真佐利^{うぶたて}といい、与那覇勢頭豊見親の一子泰川大殿の第三子であるが、父の泰川大殿は壮年の頃から伯牛の病に罹って泰川原に隠退し、また兄二人も早卒したので大里大殿が直接に祖父豊見親の家統を継ぐようになったと記し、泰川大殿をば世代からも除いて二世大里大殿と記してある。これからみると、大里大殿の成人の頃まで与那覇勢頭豊見親は生存して居られたものと思われる。大里大殿は父泰川大殿の第三子であり、泰川大殿が泰川原に隠退してから生まれた子であるから、父大殿の三十五歳以後の生子であろうと思われる。従って、祖父与那覇勢頭豊見親とは五十五歳以上の年齢の開きがあったものと見なければならぬので、大里大殿が豊見親の家統を継いだ頃を二十歳頃としても、豊見親は当時七十五歳以上になって居られたものと思われる。」（「庶民史」）

稲村賢敷は、この「大里大殿の年代考」では、年代を計算するに「一世代 26 年」を特に基準とはしていない、大里（立）大殿が泰川大殿の第三子でありかつ泰川大殿が壮年の頃病に罹って泰川原に隠退してから生まれた子であるとするなどから、「父大殿の三十五歳以後の生子であろうと思われる」とし、「祖父与那覇勢頭豊見親とは五十五歳以上の年齢の開き」があったと見ている。この稲村の「三十五歳以後の生子」とする推測は、私が前項「もう一つの世代計算」で算出した「一世代 35 年」と偶然にも一致するものとなっている。

また、「五十五歳以上の年齢の開き」は、大立大殿を泰川大殿 35 歳の子とみれば、与那覇

勢頭豊見親はその「泰川大殿 35 歳」の時に 55 歳以上ということであるから、先の「一世代 35 年」計算で、大立大殿は 1400 年の生れで、泰川大殿は 1365 年（1400 年－35 年）生れと出ているので、これを当てて見れば、与那覇勢頭豊見親は泰川大殿の生年 1365 年より 20 年ほど先の 1345 年頃に生まれたということになる。「一世代 35 年」で私が出した与那覇勢頭豊見親の生年 1330 年より 15 年ほど後のこととなる。

この計算で「大里大殿が豊見親の家統を継いだ頃を二十歳頃としても、豊見親は当時七十五歳以上になって居られたものと思われる」とする見かたも成り立つ、即ち大立大殿の二十歳頃は 1420 年（1400 年＋20 年）、1420 年－1345 年（与那覇勢頭豊見親の生年）で 75 年となる。

7 与那覇勢頭豊見親の「生年」再考

稲村賢敷は与那覇勢頭豊見親を 1345 年頃の生れとみて、一子泰川大殿は与那覇勢頭豊見親の二十歳頃（1365 年頃）に生まれたものとみている（と思われる）。しかし与那覇勢頭豊見親の二十歳頃といえば「与那覇勢頭豊見親のニ一リ」が「猜む者憎む者たちに憎まれて、にいら島（後生の島）へ下ろされた」とする与那覇勢頭豊見親の最も困難な時期にあたり、子ができるのはその困難をのり越えた二十歳以後（二十五歳以後あたり）のことであったように私には思われる。このこともあって泰川大殿が 1365 年頃の生れであれば、与那覇勢頭豊見親は 1345 年よりもっと先の生れだろうとの考えをもつものである。

<与那覇勢頭豊見親の生年を「10 年（1330 年～39 年）」の幅で考える>

私は、先の「一世代 35 年」で与那覇勢頭豊見親の生年を 1330 年と計算した、この計算だと大立大殿の二十歳の頃には与那覇勢頭豊見親は 90 歳となっている計算で、これではたしてこの年まで生存していたものなのか、まず生存していないとみるのが普通のことであろうと思われる。しかし私は、先にも記したように、この 1330 年とした与那覇勢頭豊見親の生年は、稲村のいう 1345 年程まではいかなくとも、10 年ほどの幅で、即ち 1330 年から 39 年あたりまでの幅をもたせて考えてもみてもいいのではないかと思っている。

そこでたとえば仮に与那覇勢頭豊見親の生年を 1335 年とすれば、大立大殿の二十歳の頃には与那覇勢頭豊見親は 85 歳で、この年であればあるいは生存していたということも考えられないことではない、また、必ずしも大立大殿を二十歳頃とせずに、14、5 歳頃とみてもいいのではないかとも思われる。そうであれば与那覇勢頭豊見親は 80 歳前後となって、隠退した子の泰川大殿に代って、孫の大立大殿を引きとってある時期まで養育したであろうとも思われることから、80 歳前後であれば高齢ではあっても、なを生存し、そのやるべきことをやっ

ていたと見ることはできるように思われる。与那覇勢頭豊見親はその晩年にあつて、大立大殿を二世として家統を継がせる、そうしたこともあるいは見定めていたものかも知れない。

おわりに

稲村賢敷の世代計算「一世代 26 年」説を検証してみた思われること

世代計算で出されたその数値のあて方はどうだったのか（適正だったのか）、仲宗根豊見親はその数値のあて方ひとつで天順元年（1457 年）を大きく飛び越えて 1440 年の生まれともなる（1440 年の生まれであれば、八重山の赤蜂征伐（1500 年）の時には 60 歳となっていた計算になる）。

世代計算のその世代のとり方（白川氏家譜十世代）はどうだったのか、「一世代 26 年」計算では、与那覇勢頭豊見親は逆に中山朝貢（1390 年）時年齢わずか 6～7 歳の幼児だったことになる。白川氏家譜に限って言えば、家譜のその世代（十世代）のとり方に明らかに誤りがあるものと思われる（しかし本稿で試みた私の世代計算「一世代 27.2 年」、これでもってしても与那覇勢頭豊見親はわずかに 13 歳の少年に過ぎない）。

世代計算でもって宮古史の年代を考察し推量する、このことはあるいは成り立つものではないのかも知れない、そのようにも思われる。

それにしても本稿で一体、宮古史の何が分かったものなのか、結局のところ何も分からないということなのかも知れない。郷土史の茫漠とした迷路に踏み入ってどうにも抜け出せないでいる、そんな思いがする。今は、どうやらこれで種も尽きたことなので本稿を閉じることにする。

